人事院規則九―一三四（平成二十六年四月一日における号俸の調整）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同六）　一五
人事院規則九―一三五（原子力安全基盤機構解散法附則第五条の規定による特別の手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同七）

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十五年度平成二十五年十二月分）（財務省）　一五

〔公　告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家、基本測量関係事項関係　一九

裁判所

破産、免責、再生関係　二三

特殊法人等

東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社工事区間変更、平成二十六年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一〇〇

地方公共団体

行旅死亡人関係　一〇四

会社その他

会社決算公告　一〇五

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第五〇号）（外務省）　一〇九

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとし、改正後の別表第一の規定については平成二五年八月一日から適用することとした。